

2.1.3 周辺施設の状況

(1) 周辺施設

計画地の周辺には、大池親水公園や一ノ割公園、大沼公園及び川通公園（さいたま市）があります。また、計画地の西側においては埼玉県により新たな森公園の整備が進められています。

その他の施設としては、病院や温浴施設など市民の健康を支える施設が周辺に位置しています。



図 2-26 計画地周辺の主な施設

(2) 新たな森公園（県営公園）の整備

計画地の西側では埼玉県により「新たな森公園（県営公園）」の整備が進められています。

〈新たな森公園のコンセプト〉

「ふれあいの森 ～人と自然、人と人のつながりを継承する～」

県民参加の推進により、森づくりを通じた「人と自然」「人と人」の関わりを促進し、持続的なライフスタイルや生き生きとした地域社会の創出を目指しています。

〈新たな森公園における県民参加〉

新たな森公園では地域に愛される森の創出を目指しており、100年の森づくり大作戦として令和元年5月に地元の小学生約280人とともに苗木の植樹などを実施しています。

〈整備イメージ〉



(出典：埼玉県 HP)

図 2-27 新たな森公園整備イメージ

2.1.4 災害危険度と防災機能

(1) 洪水リスクマップ（令和3年6月）

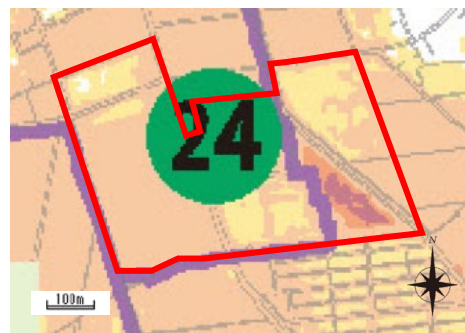
『春日部市災害ハザードマップ（令和3年6月）』によると、計画地における洪水リスクは4つの場合が想定され、それぞれの想定浸水深は以下のとおりとなります。各リスクマップは、想定し得る最大規模の降雨（想定最大規模降雨）により当該河川が氾濫した場合を想定したリスクマップとなっています。

表 2-13 リスクマップ別の想定浸水深

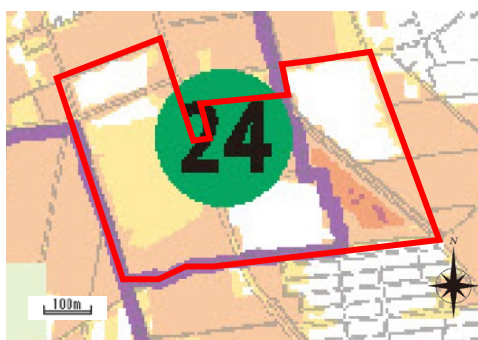
リスクマップの種類	想定浸水深
① 利根川洪水リスクマップ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷原親水広場：5m以上 ■ 谷原親水広場周辺、敷地南西側草地：3.0m～5.0m 未満 ■ その他区域：0.5m～3.0m 未満
② 荒川洪水リスクマップ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷原親水広場：5m以上、3.0m～5.0m 未満 ■ 旧谷原中西側・中野グラウンド周辺：0.5m～3.0m 未満 ■ その他区域：～0.5m 未満
③ 大落古利根川・中川・新方川・会之堀川・古隅田川 洪水リスクマップ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷原親水広場：5m以上、3.0m～5.0m 未満 ■ 谷原親水広場周辺、敷地南西側草地：0.5m～3.0m 未満 ■ その他区域：～0.5m 未満
④ 江戸川洪水リスクマップ	<ul style="list-style-type: none"> ■ 谷原親水広場：5m以上、3.0m～5.0m 未満 ■ 谷原親水広場周辺、旧谷原中西側グラウンド周辺：0.5m～3.0m 未満 ■ その他区域：～0.5m 未満



① 利根川洪水リスクマップ



② 荒川洪水リスクマップ



③ 大落古利根川・中川・新方川・会之堀川・古隅田川 洪水リスクマップ



④ 江戸川洪水リスクマップ

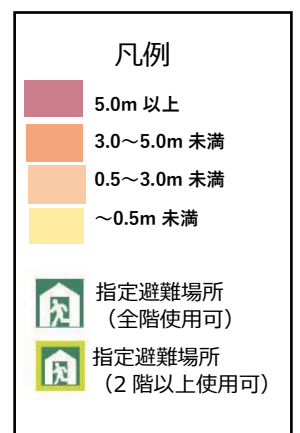


図 2-28 洪水リスクマップ（想定浸水深）

（出典：春日部市災害ハザードマップ）

なお、令和元年10月に発生した令和元年東日本台風では、計画地の一部の道路で降雨による冠水が発生しています。



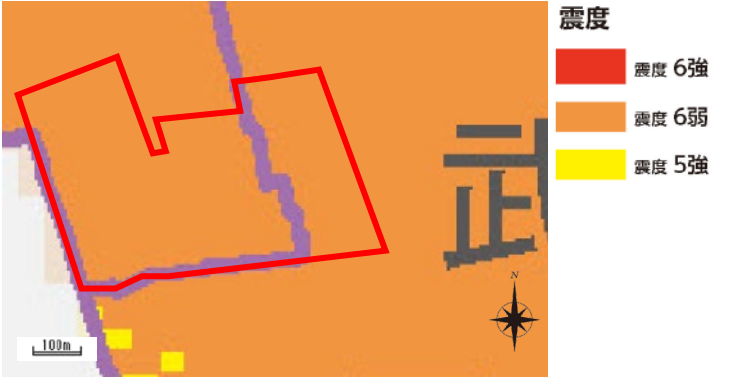
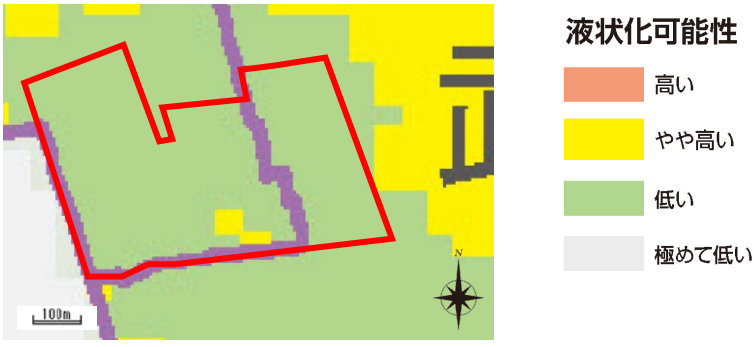
図 2-29 冠水箇所・冠水深さ

(2) 地震ハザードマップ（令和3年6月）

『春日部市ハザードマップ（令和3年6月）』では①地震の揺れやすさ（地盤の状況とそこで起こりうる地震の両面から評価した震度）、②液状化危険度が評価されています。

なお、評価にあたり想定した地震は、「茨城県南部地震（M7.3）」、「東京湾北部地震（M7.3）」としています。

表 2-14 想定する地震が発生した場合の評価

地震ハザードマップの 項目・評価	地震ハザードマップ（計画地部分拡大）
① 地震の揺れやすさ ■ 計画地全体 ・ 震度6弱	
② 液状化危険度 ■ 総合体育館西側、敷地東側 ・ やや高い ■ その他区域 ・ 低い	

（出典：春日部市災害ハザードマップ）

(3) 計画地の防災機能

計画地には以下の防災機能が位置づけられています。

表 2-15 計画地に位置づけられている防災機能

施設	防災機能	位置づけている計画
総合体育施設	・広域避難場所	春日部市地域防災計画
総合体育施設周辺暫定 体育施設	・救助活動拠点 [消防、警察]	埼玉県地域防災計画
	・障害物集積所（候補地） ・災害廃棄物仮置場（候補地）	春日部市地域防災計画
旧谷原中学校	・指定緊急避難場所 ・指定避難所	春日部市地域防災計画
市道 1-23 号線	・緊急輸送道路	春日部市地域防災計画

【広域避難場所】

総合体育施設（武里地区）は、大沼公園（豊春地区）、牛島公園（幸松地区）、武里団地内公園（武里地区）とともに広域避難場所の1つに位置づけられています。

【救助活動拠点】

『埼玉県地域防災計画資料編（平成31年3月）』によると、総合体育施設周辺暫定体育施設の128,597㎡を消防・警察の活動拠点として位置づけていますが、この規模は計画地の東側エリア（40,011㎡）・西側エリア（88,586㎡）の全域に相当します。

【障害物集積所（候補地）・災害廃棄物仮置場（候補地）】

『春日部市地域防災計画（令和2年2月改定）』によると、緊急輸送道路確保のための「障害物集積所の候補地」及び「災害廃棄物仮置場の候補地」として、旧谷原中学校西側（88,000㎡）、旧谷原中学校東側（40,000㎡）を挙げています。これらの規模は上記の救助活動拠点と同様に、計画地の東側エリア、西側エリアの全域に相当します。

【指定避難場所】

『春日部市地域防災計画（令和2年2月改定）』によると、旧谷原中学校は中学校としての役割を終えた現在も地震、洪水発生時の指定避難場所に指定されています。なお、旧谷原中学校は令和元年東日本台風の際も避難場所として校舎が活用されました。また、春日部市の避難場所一覧によると「指定避難所となる建屋有り」となっており、被災者が一時的な生活場所として滞在する機能も備えています。

【緊急輸送道路】

『春日部市地域防災計画（令和2年2月改定）』によると、旧谷原中学校や総合体育館の西側を通る市道 1-23 号線が市指定の緊急輸送道路となっています。



図 2-30 計画地に位置づけられている防災機能

用語の定義

※広域避難場所：地震災害時に発生する大規模な延焼火災から一時的に避難し、安全を確保する場所。

指定緊急避難場所：災害により、家屋の倒壊・焼失などで、生活の場を失った住民や帰宅困難な市外からの来訪者などが、一時的に安全を確保するための場所。

指定避難所：災害により、家屋に深刻な被害が発生した、または発生する危険性がある場合などに、一時的な生活場所として、災害の危険性が無くなるまでの間、被災者が滞在する場所。

緊急輸送道路：地震災害時における救援・救護活動などに必要な人員と物資の輸送を迅速かつ円滑に実施するための道路。

2.2 計画地の利用に関する意向

2.2.1 中学校跡地活用に関する意見・要望

平成30年9月29日に実施した「谷原中学校跡地活用地域説明会」では、谷原中学校跡地活用の考え方及び方向性について、参加された市民からの主な意見・要望は以下のとおりです。

表 2-16 谷原中学校跡地活用地域説明会における主な意見・要望

- ・ スポーツ施設（総合体育館など）との一体的な活用にして欲しい。
- ・ 避難場所としての継続利用を考慮して欲しい。
- ・ 市域全体の視点を持って検討して欲しい。
- ・ 地区の状況を踏まえて総合的に検討して欲しい。
- ・ 税込増に繋がる方策を考えていく必要がある。
- ・ 市の拠点となるような施設にして欲しい。
- ・ 指定管理者の選定方法も含め、民間活用についてしっかり考えて欲しい。
- ・ 気軽に使える施設にして欲しい。
- ・ 一部、民間貸出も考えていく必要がある。
- ・ 高齢者や子ども向けの施設として欲しい。
- ・ 音楽やチアダンスなどで使える施設にして欲しい。
- ・ ウォーキングコースが欲しい。
- ・ 市民プールが欲しい。
- ・ 熊谷市の「くまびあ」のような施設を整備して欲しい。
- ・ 宮代町の「はらっパーク宮代」のような施設を整備して欲しい。
- ・ 谷原中学校跡地では無理かもしれないが、宿泊施設について考えて欲しい。

2.2.2 民間事業者の計画地整備に関する意見・要望

本施設の今後の整備にあたっては官民連携の取り組みも想定されるため、『春日部市 体育施設整備基本計画（平成31年3月）』で示された整備方針をもとに、計画地の整備に関する現段階の意見を民間事業者から収集しました。

(1) 目的

本計画を今後進めていく上で、事業方式として民間事業者の参画も視野に入れることが必要なため、整備機能への要望、収益施設の提案可否などを把握することを目的としたヒアリングを実施しました。

(2) ヒアリング概要

実施時期：令和2年10月中旬

実施方法：対面又はWEB会議

実施企業：7社

(3) ヒアリング対象企業の選定

ヒアリング対象企業は、設計企業、建設企業、維持管理企業、運営企業、金融機関の中から、類似の大規模公園事業に関与した実績のある企業を抽出し、公園整備・運営の全体像を俯瞰して助言ができる企業として、共同事業体（コンソーシアム）*のリーダー的な役割を担った企業や中核的業務（企画運営）を分担した企業などとししました。

表 2-17 ヒアリング対象企業の選定基準

ヒアリング対象候補企業	共同事業体のリーダーや中核的業務の実績の有無	ヒアリング対象企業（ヒアリング実施企業数）
設計企業	リーダー的な役割もなく、事業全体の中では中核的な業務分担はない。	－ （対象外）
建設企業	代表企業となる可能性もあるが、施設整備部分を中心に担うため、民間収益企業の誘致については積極的ではない。	－ （対象外）
その他代表企業（リース企業など）	<u>代表企業となり、事業全体をまとめ、民間収益企業の誘致などを行うため、意見を確認する必要あり。</u>	○ （3社）
維持管理企業	リーダー的な役割もなく、事業全体の中では中核的な業務分担はない。	－ （対象外）
運営企業	<u>実際に運営を行う企業であり、他施設での実績を踏まえた導入機能などに関する意見を確認する必要あり。</u>	○ （4社）
金融機関	リーダー的な役割もなく、事業全体の中では中核的な業務分担はない。	－ （対象外）

(4) ヒアリング結果のまとめ

1) 施設全体の方向性について

【公園機能の整理】

- ・ 総合公園のような立ち位置で多様な人が使う場とするか、スポーツ施設とするか、方向性を絞る必要がある。
- ・ 「競技系」と「日常利用系」の運動施設を整理して配置してもよいのではないか。
- ・ 子ども向けの運動機能（屋外プールやじゃぶじゃぶ池、雨の日に遊べる屋内遊戯場、ボール遊びできる広場など）
- ・ 「学びなおし」を求める高齢者向けのカルチャー・運動教室の拠点とすることも考えられる。
- ・ スポーツ以外の利用者を対象に芝生広場、遊具などがあるとよい。
- ・ アウトドアメーカーとタイアップしたキャンプなどが行えるとよい。（防災備品を使用したイベントなどにもつながる。）
- ・ 防災的な位置づけがあるのであれば、住民に認知されるよう多世代の人が普段から使うとよいのではないか。

2) 施設を特徴づける機能について

【スポーツ機能の強化⇒ここでしかできない施設】

- ・ 何かこの施設の特徴となるような機能があるとよいのではないか。
- ・ 平日に使われる施設とするための機能、この施設の特徴を押し出していくことで市外からも利用者と呼べるのではないか。
- ・ アーバンスポーツ*、ストリートバスケ*、スケートボードができる場所を求めている人は多い。（ただし、近隣の住宅との兼ね合いは課題）
- ・ マイナースポーツ
- ・ eスポーツ*
- ・ 選手強化施設などがあると特徴づけができる。
- ・ 駐車場が多いため、バイクステーション機能として廃校を活用することも考えられる。
- ・ 駐車場が多いため、パラスポーツ対応できるなどを売りにすることも考えられる。

3) 旧谷原中学校校舎の合宿利用について

【肯定的な意見】

- ・ 東京から近い場所のため、需要があると考ええる。
- ・ スポーツ合宿需要があるのではないか。廃校活用の合宿所の事例もある。
- ・ 一つの競技で複数個所利用できるようにすると、複数校の合宿を受け入れることができる。

- ・ マイナススポーツであれば合宿所にすることも可能ではないか。
- ・ 整備にお金をかけず、安い合宿所とし、スポーツ施設の利用料金を通常通りとることで収入を増やすスキームが想定される。

【否定的な意見】

- ・ この施設は日帰り利用が多いと考える。
- ・ 宿泊とする場合は合宿特化となるため、収益性は低いと考える。

【その他の意見】

- ・ 宿泊施設とするときは食事をどうするかは懸念事項である。
- ・ 合宿利用を想定するのであれば、大型バスの乗り入れを考慮する必要がある。
- ・ 立地（体育施設利用以外に目的を持ってくる人がいない）などを考えると、収益施設は難しい。

4) ヒアリング結果のまとめ

- 施設全体として、スポーツだけとするのか、総合公園のような多目的利用を求めるのかの方向性をはっきりすべきという意見が複数挙げられました。
- 市外から人を呼ぶ施設とするためには、施設を特徴づける機能が必要であるとの意見が複数挙げられました。（例：アーバンスポーツ、マイナースポーツやパラスポーツ対応）
- 旧谷原中学校校舎の合宿利用については、需要の有無について両方の意見が挙げられました。

(5) 整備の方向性

ヒアリングの結果から、本施設の整備の方向性を以下のとおり整理しました。

① スポーツ拠点として、競技性の高いスポーツから日常的なスポーツまで幅広く受け止める

- 多目的利用の公園ではなく、春日部市のスポーツの拠点として本施設を整備します。
- 競技大会から、個人の日常的な競技利用、健康増進まで、市民の幅広いスポーツ利用を受け止めます。
- コアキャンパスゾーンを本施設を中心に位置づけ、メインエントランス（利用窓口）とします。

② 施設の目玉としてニュースポーツ*・アーバンスポーツを取り入れる

- ありきたりな競技施設があるだけの運動公園では集客性が低く民間企業が積極的に自主事業を提案する動機を持ってないので、民間が前向きになれる特徴的な施設を導入していく必要があります。
- このため近年人気が高まっていて、民間事業者からも要望の多いニュースポーツやアーバンスポーツを取り入れた施設とし、市内利用とあわせて、新たな市外からの利用者呼び込み、にぎわいを創出していきます。

③ 大規模な合宿利用ではなく比較的小規模な合宿を受け入れる

- 合宿利用の需要の有無については両方の意見があります。
- 大学や高校の部活動などの大規模な合宿利用を積極的に受け入れるためには、単一の競技で複数面の競技場を用意したり、競合の少ないマイナースポーツをターゲットにすることが必要となり、日常的な市民スポーツの利用が制限されるおそれがあります。
- 以上より、大規模な合宿利用ではなく、春日部市内や周辺地域の利用者（主に子ども）をターゲットとした、比較的小規模な合宿を受け入れる施設とします。

2.3 本施設を取り巻く社会状況の整理

2.3.1 スポーツを取り巻く社会動向

国は、スポーツ基本法に基づき、平成24年3月に『スポーツ基本計画』を策定し、年齢や性別、障害などを問わず、広く人々が、関心、適正などに応じてスポーツに参画することができるスポーツ環境を整備することを目指しています。

(1) スポーツを取り巻く国の動向

1) スポーツ基本計画（平成29年3月）

文部科学省では、スポーツ基本法の規定に基づき、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要な指針として『スポーツ基本計画』を策定しています。平成29年3月に策定した『第2期スポーツ基本計画』（スポーツ庁）では、中長期的なスポーツ政策の基本方針として「～スポーツが変える。未来を創る。Enjoy Sports, Enjoy Life～」を掲げ、スポーツの「楽しさ」「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と、絆の強い世界を創ることを目指しています。

<中長期的なスポーツ施策の基本方針>

- 1 スポーツで人生が変わる！
- 2 スポーツで社会を変える！
- 3 スポーツで「世界」とつながる！
- 4 スポーツで「未来」を創る！

<今後5年間に総合的かつ計画的に取り組む施策（政策目標）>

- 1 スポーツを「する」「みる」「ささえる」スポーツ参画人口の拡大と、そのための人材育成・場の充実
- 2 スポーツを通じた活力があり絆の強い社会の実現
- 3 国際競技力の向上に向けた協力で持続可能な人材育成や環境整備
- 4 クリーンでフェアなスポーツの推進によるスポーツ価値の向上

2) スポーツ立国戦略（平成 22 年 8 月）

文部科学省は、今後の日本のスポーツ政策の基本的方向性を示す『スポーツ立国戦略』を平成 22 年 8 月に策定し、すべての人々のスポーツ機会の確保、安全・公正にスポーツを行うことができる環境の整備のために「5つの重点戦略」を示しています。

本事業に関連する重点戦略は以下のとおりです。

<社会全体でスポーツを支える基盤の整備>

- ・ 地域スポーツ活動の推進により「新しい公共」の形成を促すとともに、国民のスポーツへの興味・関心を高めるための国民運動の展開や税制措置等により、社会全体でスポーツを支えるための基盤を整備。

<ライフステージに応じたスポーツ機会の創造>

- ・ 国民の誰もが、それぞれの体力や年齢、技術、興味・目的に応じて、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができる生涯スポーツ社会を実現。

(2) スポーツを取り巻く県の動向

1) 埼玉県スポーツ推進計画（平成 30 年 3 月）

埼玉県は、「スポーツがつくる 活力ある埼玉」を目指し、『埼玉県スポーツ推進計画（第 2 期計画）』を平成 30 年 3 月に策定し、計画の基本となる理念と目標、スポーツ推進に関する施策を示しています。

<基本理念>

「スポーツがつくる 活力ある埼玉」

<基本目標>

基本目標 1 県民誰もがスポーツを楽しむ 元気な埼玉

基本目標 2 スポーツの力で築く 魅力あふれる埼玉

基本目標 3 世界を目指して飛躍する スポーツ王国埼玉

<施策の体系>

施策 1 スポーツ参画人口の拡大～「する」「みる」「ささえる」スポーツ文化の醸成～

施策 2 子供のスポーツ活動充実 ～生涯にわたり、スポーツに親しむ心を育てる～

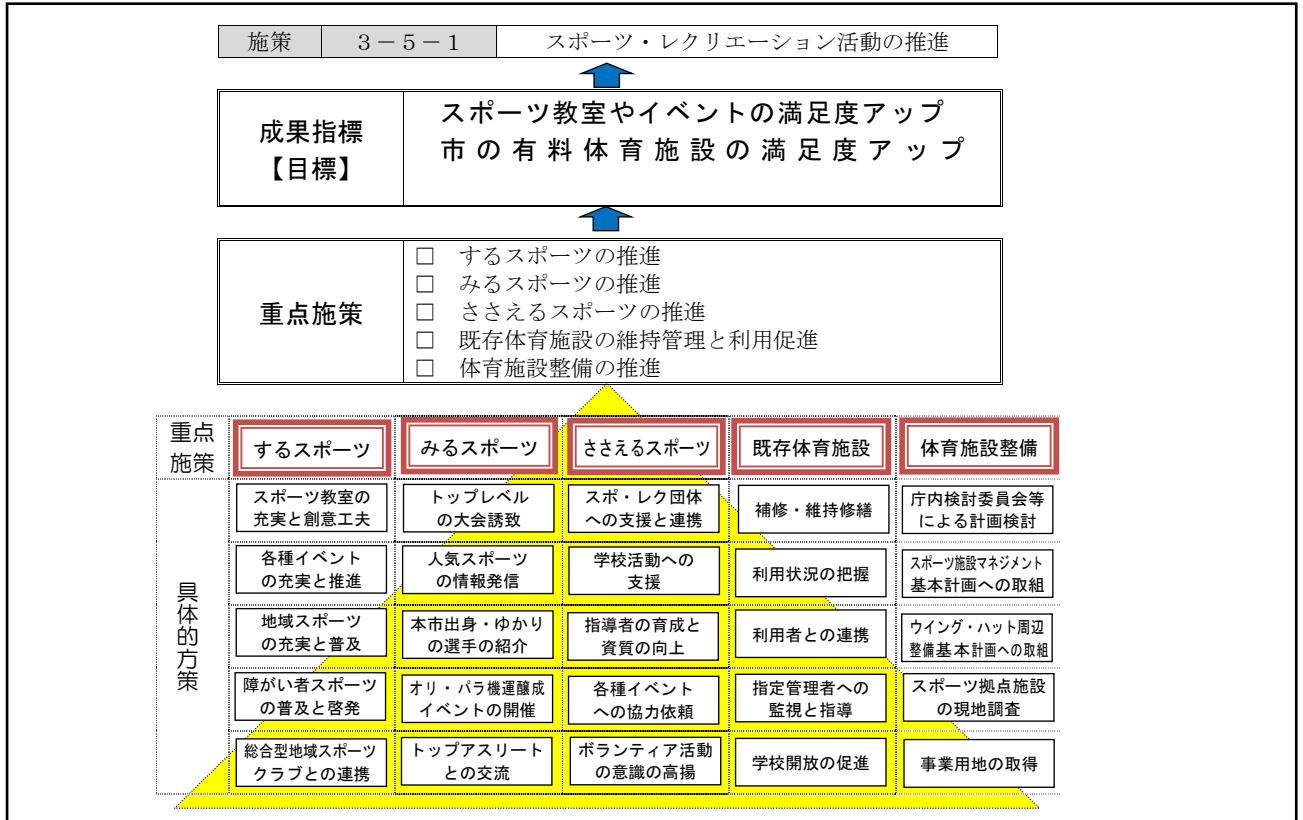
施策 3 スポーツを通じた地域の活性化 ～スポーツを元気で魅力ある埼玉づくりの推進力に！～

施策 4 世界に羽ばたくトップアスリートの輩出 ～スポーツ王国埼玉をささえるアスリートへの積極的支援～

(3) スポーツを取り巻く市の動向

1) 春日部市スポーツ推進計画（令和 2 年 3 月）

本市は、第2次春日部市総合振興計画に掲げる「スポーツ・レクリエーション活動の推進」をさらに図るため、令和2年3月に『春日部市スポーツ推進計画』を策定し、施策の方向性を示しています。



2) かすかべっ子はぐくみプラン

本市は、『かすかべっ子はぐくみプラン』を策定し、「知・徳・体のバランスがとれた子どもを育てるまちをつくる」を掲げ、教育活動全体を通じて、基礎的な体力の向上を図るとともに、自ら運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わうことができる児童生徒の育成について、以下のように示しています。

◎ 心身の健康づくりと体力向上

教育活動全体を通じて、基礎的な体力の向上を図るとともに、自ら運動に親しみ、運動の楽しさや喜びを味わうことができる児童生徒の育成に努めます。

体育



授業の充実

日常の授業

- ・児童生徒が主体的に運動する授業の工夫 など
- 学習資料作成
- ・指導案検討会、研究授業、研究協議会 など
- 交流体験
- ・トップアスリートとの交流体験活動 など
- 授業研究会
- ・学習指導要領のねらいに沿った年間指導計画、児童生徒の実態に即した授業づくり など



体力向上

業前・業間運動の充実

- ・朝マラソン、体育朝会、運動タイム など

部活動の充実

- ・心身の健全な育成と豊かな人間形成 など
- 体力向上推進委員会(R2は紙面開催)
- ・新体カテストの結果分析、体力向上につながる運動の検討 など
- 体力向上通信の作成
- ・体力向上につながる授業・運動の紹介 など



◆家庭との連携

- 体力向上に向けた情報提供
- 保健体育動画配信、家庭用体育カードの活用



3) 第2次春日部市生涯学習推進計画（平成31年3月）

本市は、『第2次春日部市生涯学習推進計画』を策定し、社会・時代背景や市民ニーズに対応した生涯学習事業を推進するため指針を以下のように示しています。

<p>＜基本理念＞ 市民一人ひとりが、いつでもどこでも学ぶことができ、学んだことを地域で生かせる生涯学習環境の構築</p>	
<p>＜基本方針＞ 【学ぶ】市民一人ひとりが、いつでもどこでも「学ぶ」ことができる環境の整備</p>	
学習活動の支援	生涯学習の楽しさや魅力を積極的にPRするとともに、生涯学習に関する情報を提供します。
多様な学習機会の提供	市民の多様化・高度化するニーズに応えるため、幅広い分野における学習メニューの充実を図ります。
ライフステージに応じた学習機会の提供	幼児期・青少年期・成人期・高齢期において、それぞれのライフステージに応じた学習機会を提供します。
<p>【生かす】学んだことを地域で「生かす」ことができる環境の整備</p>	
人材の育成	学習成果を適切に評価することで、新たな学習意欲につなげる取組を推進します。また、学びを通して、指導者・ボランティアとして地域貢献できる人材を育成します。
人材の活用	学んだ知識・経験を地域社会で生かす機会を提供するとともに、学びたい人と教えたい人をつなぐ仕組みづくりを推進します。
<p>【推進する】生涯学習を「推進する」体制の充実</p>	
生涯学習の推進	市民の声に耳を傾け、ニーズを的確に把握する仕組みの充実を図り、市民と行政が一体となって生涯学習を推進します。
連携の強化	行政・NPO・学校・地域・企業等が連携して、情報・人材・施設・設備等を相互に提供し協力することで、生涯学習事業の効果的な実施や、学習内容のより一層の充実を図ります。
施設の活用	だれもが利用しやすく、安心して学ぶことができる環境を提供するため、生涯学習関連施設の機能・サービスの向上を図ります。

2.3.2 健康づくりなどを取り巻く社会動向

超高齢社会が到来する中で、地域社会の活性化を図るためには、健康寿命を延ばし生涯現役で過ごせる社会づくりが求められています。国においては経済社会システムや社会保障の改革が進められ、自治体においても健康づくりに係る施策や目標を掲げた施策を示しています。

(1) 健康づくりを取り巻く国の動向

1) 人生 100 年時代に対応した「明るい社会保障改革」の方向性（令和元年 5 月）

産業構造審議会 2050 経済社会構造部会が令和元年 5 月にとりまとめ・中間整理を行った、『人生 100 年時代に対応した「明るい社会保障改革」の方向性』では、人生 100 年時代に相応しい働き方と、それを支える全世代型社会保障の実現に向けて取り組むべき課題や方向性を、以下のとおり示しています。

<2050 年に向けた経済社会のシステム改革>

- ・ 2050 年にかけて、人生 100 年時代の到来や現役世代の急激な減少など大きな構造変化に直面。
- ・ 経済社会の持続可能性を確保するには、経済社会のシステム全般の改革を進めることが必要。
- ・ 現在の高齢者は、過去の高齢者と比べて、肉体的にも精神的にも元気な方が増加しており、人生 100 年時代の到来は大きなチャンスである。
- ・ 今後は、全ての国民が年齢にかかわらず健康に活躍できる国づくりを進める必要がある。
- ・ このためには、人生 100 年時代にふさわしい多様で柔軟な働き方の拡大と、全世代型社会保障への改革が必要。
- ・ 本人の意欲や能力に応じて長く働くことが出来る雇用制度に転換するため、高齢者の活躍の場を整備するとともに、現役の時代から多様で柔軟な働き方を拡大する必要がある。

<予防・健康づくりによる「明るい社会保障改革」>

人生 100 年時代の安心の基盤は「健康」であり、予防・健康づくりには多面的な意義がある。

- ①個人の健康を改善することで、個人の QOL*を向上し、将来不安を解消する。
- ②健康寿命を延ばし、健康に働く方を増やすことで、社会保障の「担い手」を増やす。
- ③高齢者が重要な地域社会の基盤を支え、健康格差の拡大を防止する。

(2) 健康づくりを取り巻く県の動向

1) 埼玉県健康長寿計画（第3次 2019年度～2023年度）（平成31年3月）

埼玉県は、健康増進法第8条に基づき、住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画（『健康増進計画』）として定めています。

<基本理念>

誰もが、健康で生き生きと暮らすことができる「長寿社会」の実現を目指します。

<基本方針>

- (1) 健康寿命の延伸と格差縮小
- (2) 生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
- (3) 生活習慣の改善
- (4) 社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
- (5) 生き生きと暮らすための社会環境の整備

<施策の展開>

第3節 生活習慣の改善

2 身体活動・運動

【目指す方向】

- ・ 生活習慣病予防のほか、社会生活機能の維持・向上及び生活の質の向上のため、ライフステージに応じた身体活動・運動の改善を推進します。
- ・ 生活習慣病の予防や健康寿命の延伸のために、日常生活の中で身体活動を高めることが大切であることを周知し、実践するための取組を推進します。

【主な取組】

- ・ 日常生活における歩数の増加
- ・ 運動習慣者の増加への取組の推進
- ・ 身体活動を増やすための取組の充実

(3) 健康づくりを取り巻く市の動向

1) いきいきライフプランかすかべ（平成 31 年 3 月）

新たな社会潮流や国・県の動向、本市における条例の制定を踏まえ、平成 31 年 3 月に『いきいきライフプランかすかべ』を策定し、計画の体系の 1 つの柱として「健康づくり計画」を位置付けています。

<基本理念>

- (1) 市民一人ひとりの心身の状態等に合わせ、生涯にわたり心身ともに健やかで充実して暮らすことができるよう継続的に行うこと。
- (2) 市民一人ひとりの健康寿命の延伸及び生活の質の向上に不可欠であることを認識すること。
- (3) 市及び市民等がそれぞれの責任等を認識し、相互に協力すること。

<施策の展開>

健康づくり計画 6 高齢者の健康

【分野別の目標】

いくつになっても地域で安心・いきいき暮らせる

2.3.3 緑とオープンスペースに関する社会動向

少子高齢化や人口減少など都市を取り巻く社会状況の大きな変化を踏まえ、緑とオープンスペース*政策は緑とオープンスペースのポテンシャルを都市のため、地域のため、市民のために最大限引き出すことを重視するステージへの移行が求められています。

(1) 緑とオープンスペースに関する国の動向

1) 新たなステージに向けた 緑とオープンスペース政策の展開について（平成 28 年 5 月）

国土交通省「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」では、社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況の変化を背景として、緑とオープンスペースのポテンシャルを最大限引き出すことを重視する新たなステージに移行すべきとしています。

今後の緑とオープンスペース政策において、重視すべき観点と重点的に推進すべき戦略を以下のとおり示しています。

<緑とオープンスペース政策が重視すべき観点>

- ・ スtock効果*をより高める
- ・ 民との連携を加速する
- ・ 都市公園を一層柔軟に使いこなす

<重点的に推進すべき戦略>

	項目	概要	具体的な内容
1	緑とオープンスペースによる都市のリノベーションの推進	緑とオープンスペースの、都市をより美しく、暮らしやすく再構築できる力を最大限発揮して都市のリノベーションを推進すべき。	緑の基本計画を強化して緑とオープンスペースを基軸とした都市の再構築を推進、地域に応じた戦略的な都市公園のStock再編による都市の活性化等を推進。
2	より柔軟に都市公園を使いこなすためのプランニングとマネジメントの強化	都市公園をより柔軟に使いこなして、都市の様々な課題の解決のためにその多機能性を発揮すべき。	まちの魅力、価値の向上に向けた都市公園マネジメントの推進や子育てなど地域ニーズに応じた都市公園の整備、民間事業者による収益施設の設置促進と公園の質の向上への還元等を推進。
3	民との効果的な連携のための仕組みの充実	上記1. 2. を行政、市民、民間事業者等各主体がそれぞれの役割に応じて推進するため、効果的な連携のための仕組みの充実等を図るべき。	多様な主体との連携による緑とオープンスペースの利活用を活性化するための体制の構築、都市公園の管理の質を客観的に評価・見える化する仕組みの創設等を推進。

2.3.4 持続可能な社会づくり ～持続可能な開発目標（SDGs）～に関する社会動向

平成 27 年、国連で採択された『持続可能な開発のための 2030 アジェンダ』において、世界全体の経済、社会及び環境の三側面を、不可分のものとして調和させる統合的取り組みのひとつとして、持続可能な開発目標（SDGs）として 17 のゴール（目標）と 169 のターゲットが掲げられました。

(1) SDGs に関する国の動向

1) SDGs アクションプラン 2020（令和元年 12 月）

日本では、平成 28 年 12 月に『持続可能な開発目標（SDGs）実施指針』が策定され、8 つの優先課題と具体的施策が示されました。さらにそれを受けて、令和元年 12 月には、2030 年の目標達成に向けた「行動の 10 年」とすべく、2020 年の主要な取り組みが示された『SDGs アクションプラン 2020』が策定されるなど、SDGs に関する動きが活発になっています。

(2) SDGs に関する県の動向

1) SDGs アクションプラン 2020（令和元年 12 月）

SDGs の達成に向けて県行政の総合的推進を図るため、庁内関係部局による「埼玉県 SDGs 庁内推進本部」を設置しています。また、あらゆる人に居場所があり、活躍でき、安心して暮らせる「日本一暮らしやすい埼玉県」実現のため、「埼玉県 SDGs 官民連携プラットフォーム」を設けています。

<埼玉版SDGsの推進>

- ・ 部局横断かつ官民協働による全県的な SDGs 推進体制を構築
- ・ SDGs17 ゴールと県行政各分野の施策をリンクさせるとともに、埼玉県が重点的に取り組むテーマを設定
- ・ あるゆるステークホルダーの参画を促進し、プレーヤーを増やして、『ワンチーム埼玉』で SDGs の達成に向けた取組を推進

<官民連携プラットフォームの主な活動内容>

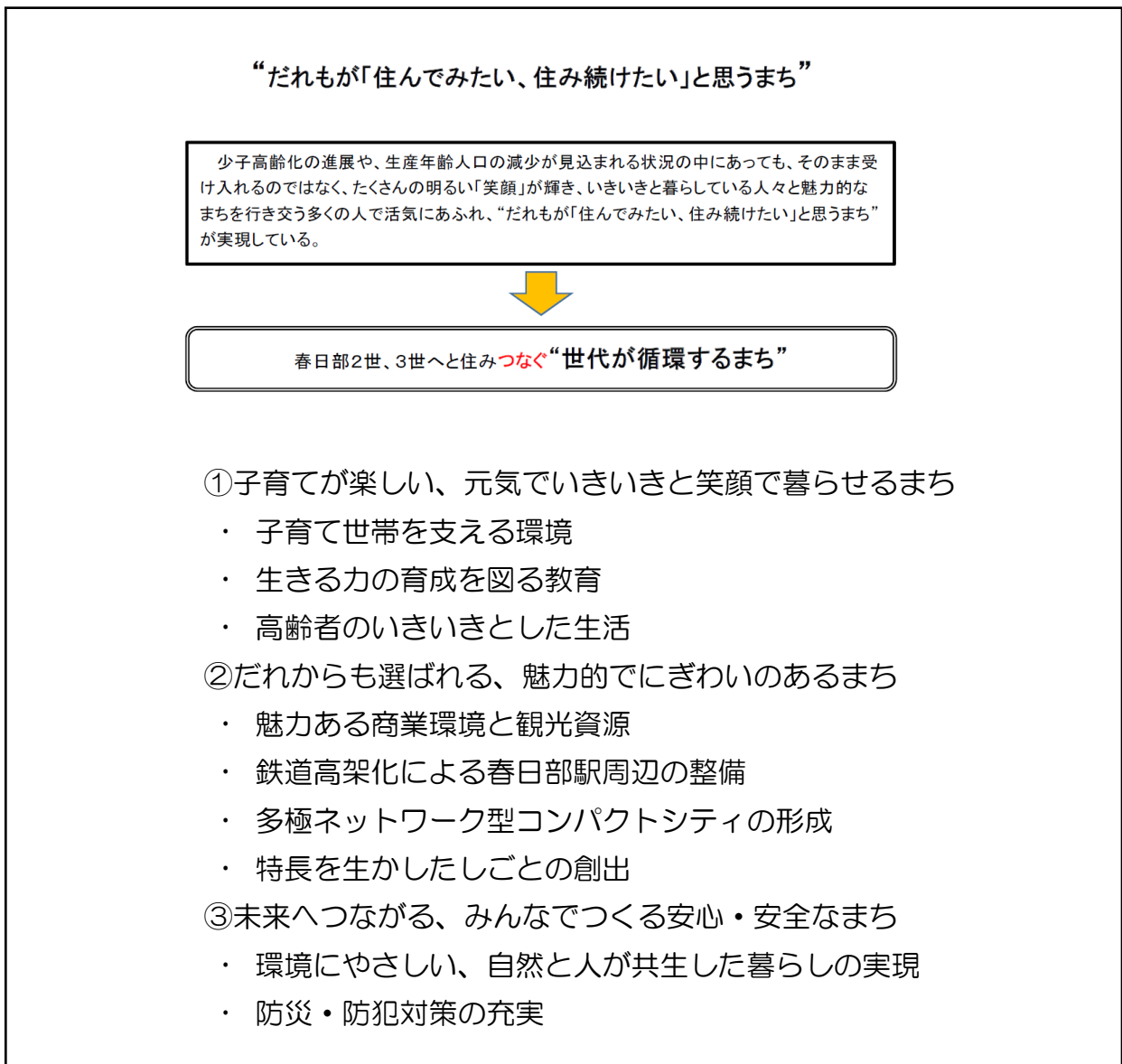
- ・ SDGs に関連するシンポジウム・セミナー等イベントの開催
- ・ 参加団体が実施する SDGs 関連イベントの広報・発信
- ・ 参加団体の情報共有及び交流に資する事業
- ・ 埼玉版 SDGs の推進に資する事業

(3) SDGs に関する本市の取り組み

SDGs は、『春日部市総合振興計画』における将来像「人・自然・産業が調和した快適創造都市—春日部—」や、『第2次春日部市総合振興計画』における将来像「つながるにぎわうすまいるシティ春日部」による取り組みと方向や立場を同じくするものです。その実現に向けて、すべてのステークホルダーと一体となってSDGsを推進し、持続可能なまちづくりを実現することを目的に、『春日部市SDGs推進方針』を令和元年9月に決めました。

さらに、令和2年7月には、SDGsの達成に向け優れた取り組みを進める「SDGs未来都市」に選定され、『春日部市SDGs未来都市計画』を策定し、SDGsへの取り組みを推進しています。

『春日部市SDGs未来都市計画（令和2年7月）』において示されている「2030年のあるべき姿」のうち、本事業に関連する事項は以下のとおりです。



2.4 計画課題の整理

本施設の計画策定にあたっての課題は、前項までの関連計画や敷地条件、社会状況などから以下のようにまとめられます。

<基本構想や関連計画の継承>

- 本市におけるスポーツの一大拠点として象徴的なエリアづくりであることを念頭に置いた、スポーツなど様々な活動を通じた都市の魅力創出。
- 全市的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点である総合体育施設を、周囲の自然環境と調和させながら総合運動公園として整備。
- 埼玉県及び春日部市の地域防災計画で位置づけられた防災機能の確保。

<敷地条件の解決>

- 広大で平坦な地形条件の中で、公園の顔となる空間構成、巨大な構造物による圧迫感を感じることのない空間構成の形成。
- 道路により分断される敷地、ハザードマップを考慮した洪水時の避難場所の確保、湛水区域に指定されている地形、敷地内を横断する高圧電線や周囲に流れる農業用排水路、軟弱地盤などの制約条件に対応した整備。

<社会状況の変化への対応>

- ライフステージに応じた多様なスポーツ機会の提供や官民連携を加速した地域の課題解決に役立つ公園の柔軟な活用など、スポーツ行政や公園行政の潮流を踏まえた機能の導入。
- 人生 100 年時代の健康づくりのあり方や、コロナ禍において注目が集まる身近なオープンスペースのあり方に配慮した施設整備。

<市民・地域との連携>

- 総合体育施設整備に関して地域住民やスポーツ関係団体などの意向を反映した利用者から愛着を持たれる施設の機能・サービスの提供。
- スポーツ利用だけでなく、居心地のよい安全な空間づくりによる日常利用の促進やイベント時にも活用できるにぎわいの場の創出。

<都市計画との整合>

- 全市的なスポーツ・レクリエーション活動の拠点として整備するにあたり、都市計画公園をはじめ都市計画上の位置付けとの整合性の確保。